

5月 ● 2009

中大法曹

Chuudai Housou NO.23

特集

法科大学院教育

新人弁護士体験記・マーブルベンチ・交流会
委員会活動報告・事業報告・資料



中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞

坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る
丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 光あれ

二、よしや嵐は荒ぶとも

揺るがぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉れあれ

三、いざ起て友よ時は今

新しき世のあさぼらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展げゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞

古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統の誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央



栄進者祝賀会 平成20年5月8日



合格者祝賀会 平成20年11月20日



合格者祝賀会 平成20年11月20日



新入会員歓迎会 平成21年 1月22日

中
大
法
曹



幹事長退任にあたり	中央大学法曹会幹事長	奈良道博	4
「吉田久」大審院裁判長判事の判決から学ぶ			
戦中に、司法の独立のために闘った勇気ある裁判官	中央大学理事長	久野修慈	6
「人財」育成	中央大学学長・総長	永井和之	8
白門法曹養成125周年 法科大学院教育の真価が問われる時代に向けて	中央大学大学院法務研究科長	福原紀彦	10

特集

法科大学院教育

日本弁護士連合会の法曹人口問題に対する考え方と法科大学院	中央大学法曹会幹事長	奈良道博	12
法科大学院を取り巻く現状とこれからの課題	中央大学法科大学院教授	大村雅彦	15
新司法修習における刑事裁判教育	司法研修所教官	島田一	18
法科大学院における刑事実務教育（検察官の立場から）	最高検察庁検事	保坂洋彦	20
法科大学院教育と法曹実務（弁護士の立場から）	弁護士	村下憲司	22
地方自治体における法曹の役割—エクスターンシップの開始に際して—	狛江市企画財政部政策室長	平林浩一	24
法科大学院に期待する	凸版印刷株式会社 代表取締役社長	足立直樹	27
公設事務所の弁護士について	弁護士	五嶋俊信	29
実務家教員としての雑感	中央大学法科大学院客員教授	小林信明	31
試練の未修者教育	法科大学院教授	小木曾綾	34
修習生から見た法科大学院教育への希望・要望	新62期司法修習生	岸愛	37
「中央大学法曹会奨学金」創設のご報告	中央大学法曹会募金実行委員会委員長	飯塚孝	40
充実した実践教育を願って—「模擬法廷」の誕生、そして増設の経緯	中央大学元理事長	阿部三郎	42

新人弁護士体験記

弁護士になって	第一東京弁護士会・弁護士	本多清和	46
新制度の修習を終えて	第二東京弁護士会・弁護士	鍛冶美奈登	48

マーブルベンチ

全日本大学サッカー選手権 優勝キャプテン			
佐川印刷株式会社（平成21年3月法学部政治学科卒業）		山形雄介	50

交流会

関係諸団体との交流に向けて	中央大学法曹会副幹事長	坂巻國男	52
---------------	-------------	------	----

委員会活動報告

人事委員会活動報告	人事委員会委員長	大高満範	54
進路指導対策委員会活動報告	進路指導対策委員会委員長	瀬川徹	55
機構改革実行特別委員会活動報告	機構改革実行特別委員会委員長	若江健雄	56
広報委員会活動報告	広報委員会委員長	大谷隼夫	57
会則検討委員会活動報告	会則検討委員会委員長	千葉昭雄	58
大学問題委員会活動報告	大学問題委員会委員長	田中茂	60

中央大学法曹会平成19年度・20年度事業報告

.....中央大学法曹会事務局長 横溝高至 62

資料

関係諸規定

- 学校法人中央大学基本規定 66
- 中央大学学員会会則 75
- 中央大学法曹会会則 78
- 中央大学法曹会人事委員会規則 85
- 中央大学法曹会法職教育検討委員会規則 85
- 中央大学法曹会大学問題委員会規則 86
- 中央大学法曹会会則検討委員会規則 86
- 中央大学法曹会広報委員会規則 86
- 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則 87
- 中央大学法曹会機構改革実行特別委員会規則 88
- 中央大学法曹会募金実行委員会規則 88
- 中央大学法曹会テミスを育む会運営委員会規則 88
- 中央大学法曹会進路指導対策委員会規則 89
- 中央大学法曹会関係諸団体交流委員会規則 90
- 中央大学法曹会若手会員活動委員会規則 90
- 中央大学法曹会福岡支部会則 91
- 中央大学法曹会広島支部会則 92
- 中央大学法曹会北陸支部会則 93
- 中央大学法曹会四国支部会則 94
- 中央大学法曹会大阪支部会則 95
- 中央大学法曹会神奈川支部会則 96

- 中央大学法曹会執行部名簿（平成19・20年度） 98
- 中央大学法曹会役員名簿（平成19・20年度） 98
- 中央大学法曹会各種委員会名簿（平成19・20年度） 101

編集後記

★表紙写真は、中央大学法科大学院にしつらえられた裁判員制度対応の模擬法廷です。
（42ページに関連記事）。

カット 原 誠

幹事長退任にあたり

御礼とご報告に代えて

中央大学法曹会幹事長



奈良道博



1 はじめに

早いもので、平成19年5月に幹事長就任以来、任期の2年が経過し、次の執行部にバトンタッチすることになりました。法曹会役員・会員はもちろん、法人、教学、学会等関係各位の皆様を支えられての2年間でしたが、つつがなく法曹会会務を全うできましたことをご報告するとともに、皆様の法曹会および同執行部に対するご理解、ご支援に対し厚く御礼申し上げます。

振り返りますと、幹事長就任当時、大学が諸事多難の渦中にある状況において、大学発展のために法曹会がどのような役割を果たすべきか暗中模索の最中にあり、また法科大学院開設後初めての新司法試験が実施された直後で、法曹会が中央大学法科大学院や学生の期待にどのように応えるのか未だ十分な見通しも立っていない時期でした。他方法曹会内部にあっても、若手会員に対する求心力が十分とはいえず、種々の面で組織改革を図るべき状況にありました。

そのような厳しい状況の中、私ども執行部は、執行方針として、(1)中央大学法科大学院のバックアップ (2)組織の強化 (3)大学関係諸団体との協調・交流を掲げ、これら方針を実現すべく様々な活動を行ってきました。

2 法科大学院のバックアップについて

法曹会は、法科大学院開設前から、大学側との連携を図り、実務家教員の推薦、エクスター

ンシップ受け入れ事務所の確保等法科大学院の設立・運営に協力してきました。

また、前年度執行部においてすでに進路指導対策委員会を設置し、法科大学院出身の新司法修習生に対する就職斡旋等バックアップ体制を整え、現在は大学院側との緊密な連携の元に就職斡旋等に協力し、成果を上げています。

さらに、ご承知のとおり、法科大学院の要請もあり、会員のご理解とご協力を得て、法科大学院学生に対する「法曹会奨学金制度」を設立しました。すでに本年2月には奨学生の選抜を経て同3月には第1回目の支給を終えています。ささやかな第一歩ではありますが、卒業後試験に合格するまでの学生の支援の一助になれば幸いです。なお、この奨学金制度は、大学側のご好意で、その原資となる募金が125周年記念事業プロジェクトの中に組み入れられましたので、125周年募金活動にも資するものと思っています。

その他、法科大学院生と法曹との懇親会の実施、法科大学院主催のシンポジウムへの協力等バックアップ活動を継続してきましたが、今後ともこの態勢を維持・拡充していただきたいと考えています。

3 組織の強化について

法曹会の活動を充実、発展させることは法曹会のみならず、大学に対する法曹会の役割をよりパワーアップする意味でも重要なことですが、

そのためには人を集めると同時に、法曹会が会員に対してどのような役割を果たすべきなのか、換言すればどうすれば会員にとって法曹会が魅力ある存在になるのか、との視点が必要であろうと思います。そのような問題意識の元に、毎回の常任幹事会・幹事会後に、会員特に若手会員が魅力を感じる講師と演題の選定に意を用いながら講演会を実施してきました。その結果、確実に同講演会の参加者が増えたと感じています。

さらにこのような基本方針をより確実なものとし、深化させるために、若手会員活動委員会を設置し、法曹会の諸活動を若手会員に企画してもらうことにしました。同委員会の今後の活動により法曹会がより進化するよう期待しています。

4 大学関係諸団体との協調・交流について

法曹会の存在意義・役割については、法人を含めた中央大学および関係団体全体の中で、広い視野で考えることが必要です。そのような観点から、法曹会は、関係団体との友好・協調をはかりつつ、そのような基盤を確固たるものにした上で言うべきことは言う、そのような存在でありたいと考えてきました。

ご承知のとおり、私の任期中に、ご本人と関係各位のご理解を得て、大高満範会員が評議員会議長に就任され、法人運営の重要な一翼を担われています。また法人執行部では法曹会出身の三理事と二監事が活躍されています。このような法人との交流の中で、大学における法曹会の役割をさらに具体的に検討していく必要があると思います。

学会会の友会との関係では、各種支部団体との交流を図るべく努力していますが、すでに南甲倶楽部とは、準備会を作って交流のあり方や内容について検討を進めています。この輪は今後より広がっていく予定です。また、これらの方針と活動に伴い、関係諸団体交流委員会を設

置し、今後この委員会を中心により具体的かつ継続的な活動の輪を広げて行くことになりました。このような交流の活動は、大学の発展に寄与するのみならず、法曹会の特に若手会員の視野を広げ、結果として業務の拡大にも資するものと期待しています。

以上2年間を振り返り、私ども執行部の考え方と活動のご報告をいたしました。無事任務を終えることができましたのは、ひとえに法曹会会員はじめ関係各位のご理解・ご支援の賜と改めて御礼申し上げます。私自身幹事長職からは解き放されましたが、一会員として次年度執行部を支える所存でありますので今後ともよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。



「吉田久」大審院裁判長判事の判決から学ぶ

戦中に、司法の独立のために闘った勇氣ある裁判官



中央大学理事長

久野修慈

寄稿に際して、法曹会の皆様には母校中大の発展に並々ならぬご理解とご協力を賜って居りますこと、心から厚くお礼申し上げます。

中大ロースクールも法曹会の皆様の心温まるご支援のもと、昨年優秀な成績を収めることができ、感佩の極みであります。

今年も一層大学も力を注ぎ、合格者1位に邁進したく存じます。

厳しい社会状況の中に於いて今必要なことは、「気骨」と「気合」「冷静で科学的分析力」ではないかと存じます。

その意味で、母校が生んだ吉田久先生の生き様は見本だと存じます。

その事実を紹介し寄稿に変えたいと存じます。

それは「吉田久」大審院裁判長判事と「衆議院議員選挙」無効の判決、「気骨の判決」であります。

戦争末期の昭和20年3月1日に「衆議院議員選挙無効」の判決を下された「吉田久」大審院裁判長判事のことであります。

私にとり、吉田久先生は戦時中を生きた無名な裁判官の一人にすぎない、と簡単に片付けることはできません。司法の独立のために闘い、裁判官としての職責を立派に果たされた行動に、私たちが大いに学ぶところのある偉大な先人だからです。

私は、中央大学卒業後の昭和34年から昭和36年までの2年間、既に戦事中に大審院判事を退

官され、当時、弁護士をされていた「吉田久」先生の自宅（東京都北区滝野川）で書生をしていたことがあります。

太平洋戦争中、一度だけ衆議院議員選挙が行われました。それは、「翼賛選挙」。戦争が始まる前の日本の議会は、国の方針に議員が全員一致して賛成し、そのため政党も必要がない政治体制をつくる画策がなされ、その中で生まれたのが「大政翼賛会」。事実上、三権分立のうち行政（内閣）と立法（議会）は一体となっていたのです。

昭和17年2月に、時の内閣総理大臣東條英樹は、議員、陸海軍、財界、大政翼賛会の幹部に選挙協力を依頼。全国で議員定数と同じ466人が「推薦候補」、他方、「非推薦候補」は613人、計1,079人が立候補。「推薦候補」は政府の意を強く受けた人。国の組織的な妨害と干渉の中、昭和17年4月30日に翼賛選挙が行われた。有権者からすれば、どの政党の候補を選ぶかという選択肢はなく、翼賛政治体制協議会が推す「推薦候補者」か、それとも「非推薦候補者」を選ぶか。

選挙の結果、当選者は、「推薦候補」381人、「非推薦候補」85人で、鹿児島県第2選挙区では、当選者4人全員が「推薦候補」であり、落選した「非推薦候補」4人は、不当な選挙妨害を糾弾するために「衆議院議員選挙無効の訴え」を大審院（現在の最高裁判所）に提訴したのです。

当時、組織としての裁判所は、司法の独立を

ほとんど失っており、「吉田久」大審院第3民事部裁判長判事は、時の軍部・政治の影響に左右されずに4人の原告に対し、おかしいことはおかしいと事実認定をし、法と己れの良心にのみ従って「衆議院議員選挙無効」の判決を下されたのです。

吉田久裁判官は、命を賭して司法の独立を守り、国民の裁判所に対する信頼を維持しようと闘ったのであります。

吉田久裁判官の勇氣ある判決は、後に続く裁判官たちに裁判官はどうあるべきか、正義とは何かを教えるとともに、司法に従事する者に力を与え続けているのであります。

吉田久先生は、明治17年8月福井市生まれで実家は八百屋、元々は農家で、貧しい生活環境の中で、東京法学院（現在の中央大学）に通い、苦学して法律の勉強をされ、21歳の吉田久青年は現在の司法試験に当たる判事検事登用試験に合格。その後、検事を務めたあと裁判官となり、大審院第3民事部裁判長判事にまで登り詰め、昭和20年3月1日の大審院法廷で翼賛選挙を無効だとする判決を下されるのであります。

吉田久先生は晩年、80歳になるまで中央大学で教鞭をとり続け、學員の方々には先生の民法を受講された方も多いと思います。

私は書生のとき、吉田久先生に無効判決のことについて直接訊いたことがあります。しかし、先生は黙って何も答えられませんでした。奥様からは判決を言い渡す日、「もう、家には帰れないかもしれない。」と言い残して自宅を出た、という話を聞きました。

吉田久先生が、政治的圧力に左右されずに翼賛選挙訴訟で無効判決を下された力は何であったのか。苦労の中から学んだ人間主義に基づく正義感が、その原動力となったのか。それとも、裁判官である自らの職責を果たす上において、政治体制のいかに拘わらず、おかしいことはおかしい、とする倫理観がそうさせたのか。

その原点は、中大創立者18人の創立の理念と法の精神であったと存じます。

吉田久先生は、貧しい人にも、豊かな人に対しても、一切の予断や私情を抱かずに、平等に謙虚に耳を傾け、その人のことを全て信頼し、人に社会に尽くす人であったと存じます。

厳しい社会環境を迎えた新年、今こそ吉田久先生の「身を挺して正義を守る、正しい学生を育てる」そのことが社会の全てのリーダーに求められているのだと存じます。

最後に、吉田久先生が戦後において、戦時中に自らが下した翼賛選挙無効の判決を振り返って述べた言葉を記して、厳しい年に当り、今こそ中大人の生き様をお互いに発揮し、明るい年にしたいと存じます。

「私は、この判決をするにもいささかの政治理念には左右されなかった。もし、判決の時の政治理念を支えてなされたとするならば、その判決は不純であり、死んでいると考える。」

追って、吉田久先生と選挙無効の判決について詳しいことを知りたい方は、新潮新書 清永 聡（きよなが さとし）著「気骨の判決…東條英樹と闘った裁判官」（本体680円）をお勧めいたします。

「人財」育成

中央大学学長・総長

◆ 永井和之



法曹会の皆様には、日頃より本学のあるべき姿を巡って、ご意見をいただきありがとうございます。また、この度、このように寄稿する機会をいただき感謝申し上げます。

せっかくの機会ですので、法曹会の皆様には、日頃私の感じている本学のあるべき姿ともいうべき理念を述べさせていただきたいと思っております。

まず第一に本学のあるべき姿につきましては、建学の精神を現代に対応するように再構築するということが必要です。実地応用の素を養うという建学の精神を考えれば、21世紀の課題に応える人材養成をおこなう教育を遂行する大学となるべきだということです。この課題は、人類存亡の危機を招きかねない人口増加や、温暖化という地球環境の問題にどう答えるかということではないでしょうか。また、サブプライム問題に発した金融市場の問題が、実体経済にまで影響を及ぼしたことは、種々の仕組みを構築し、グローバル化としていたことがら、いかに表層的なものであったかということ、そして、世界的な「円天」化現象であったかを示しているように思えます。このような地球規模的な問題を解決し、今後のあるべき社会の姿を構築していく人材、まさに人類の財産とも言うべき「人財」を養成することが、本学の実学の理念として中心に据えられるべきだと考えています。

また、世界において存在感のある大学にということも、我が国のあるべき存在感とも一致しています。といいますのも、元々我が国の存在感は、軍勢力や経済力にあるべきではなく、我が国の教育力の高さや文化・学問・規範といった知的な存在感であるべきだというのが、憲法の本質ではないでしょうか。とするならば、本学の実学という建学の精神による研究・教育の再構築も、それによって我が国だけではなく、世界的にも、知的・文化的な存在感のある学問の府として認められるならば、まさに我が国の存在感と一致

します。

その内容は、勿論浅薄なグローバル化ではない、人口増加や温暖化などに対応した資源の有限性に立脚した日常生活や経済活動を構築する精神がなければならない。まさに、価値観や倫理観を含めた新たな文化を創造する精神がなければならないでしょう。

第二には、そのような本学のあるべき姿には、現在の大学間の競争的な市場においても、背筋を伸ばして、矜持を質して、大学の自治・学問の自由をしっかりと維持することがなければならないと考えています。近時、大学間の競争ということが、ともすれば先にも述べたような表層的な、技術的な学問をもってよしとする意識を増長させていないか反省しなければいけないと思っております。先端的な研究も、産学協同も、このような理念の下に、新しい社会の課題に応える創造性を持った人材養成に取り組むものであるべきです。その時には、まさにそのような価値を守る制度的保証ともいうべき、高潔な精神を持った学問を基礎にしなければならないと考えています。その上での大学自治、学問の自由ということです。競争的な資金を得るための学問ではなく、社会の、人類の課題に応える研究・学問を遂行すべきです。その結果が、競争的資金を得るということだと思っております。

以上のようなことを追求していく本学にとって、すなわち、地球的規模の人財養成を考える本学にとっては、単独の人財養成には限界があります。地球的規模での人財養成という以上、国内の産学官の連携はもとより、それこそ地球規模の知的なネットワークを構築して対応する必要があります。ここでは、企業の推進している社会貢献活動との連携による教育や、他の大学との協同において本学のもっている教育システムを越えた複合的な教育を構築することは必須のこととなります。

第三に、このように本学のあるべき姿を追求すると、大学の教育が直接的に在学している学生のみを対象にするものではないと考えられてきます。社会の課題に応える人財である本学の卒業生が、生涯勉強し続ける際に、母校である本学は生涯教育の場でもなければならぬものではないでしょうか。白門人にとっての中央大学は、生涯学ぶ場でなければならぬものです。母校は青春時代における思い出の一ページにあるのではなく、常に学ぶ場として存在するものとならなければ、新しい社会の大学ではないと考えています。

以上、非常に抽象的ではありますが、本学の建学の精神から、現代的な本学の理念を考えてみました。しかし、この内容自体が未だ具体的な姿を現していません。このような本学の憲章ともいべき基本理念の構築には、きわめて高潔な精神と、社会への深い認識と、そして、素晴らしい教養を必要としています。まさに、本学の叡智を結集しなければなりません。

しかし、他方では、本学の改革検討事項を提起させていただいています。そして、それは理事会においても全力で支援をするものという基本方針が示されています。そのような個別改革事項の検討が進んでいこうとする今、その全体の進む方向について確固とした基本理念が求められています。すみやかに基本理念を確立していきたいと思えます。

そのような高邁な理念を構築するという大学運営がある一方で、現実の大学間競争の中では、本学の地位を向上させるということにも邁進しなければならぬのが実情であります。この点で、学員の皆様の中には、本学の質に懸念を表明される方もおられます。そのうちの一つにお答えしたいと思います。

それは少子化と初等中等教育の影響という問題でもあります。例えば、少子化以前において、100点から各点数毎に100人の全国の受験生がいたとします。そのようなときにはランク1位の大学は100点の学生で定員を充足し、ランク2位は99点の学生で定員を充足していたとします。それが少子化で、各点数毎の受験生が50人になってしまったとすると、ランク1位の大学は定員を充足するのに100点と99点の受験生で定員を充足するようになります。以下、同じ状況が続きます。この結果、従来91点の受験生で定員を充足していたランク10位の大学は、82点と81点の受験生で定員を充足することになります。

大学のランクが同じ10位といっても、入学してくる受験生の点数はこのように低くなってきます。これが少子化の影響です。大学ランクの問題ではありません。勿論、ランクが下がれば、この影響はもっと出てくることになります。

しかし、初等中等教育などの改善で、点数の上位受験生の比率が上がれば、この影響が緩和されます。しかし、逆に教育の効果が上がらないということになれば、この影響はより一層大きくなります。このように社会一般では、初等中等教育改革が求められますが、一大学としては、一方ではランクを上げることをしてないと、従来のような教育システムでは教育効果を上げることができなくなることもあります。補習授業が必要なことも出てきます。

このような少子化と初等中等教育の抱える問題の中で、本学の担うべき教育をするに必要な基礎的な能力を有している学生を確保するためには、この問題に正面から向き合うことが必要です。これが大学間の競争の教育面における問題点の一つであります。これは社会からの大学評価という以上に、大学自体の設定している教育目標自体の問題なのです。本学の理念を現実化させるためには、その基礎的な前提にもなる一定の基礎知識などの能力をもった学生の確保が必要です。これが現実であります。本学の教育をする上での基礎的な能力を有している学生確保は、大前提であります。そのためには、そのような本学のターゲットとしている学生が進学を希望する魅力をもたなければなりません。

また、社会からの要請に応える人財養成ということでも、そのハードルは高くなっています。そこで、そのような高くなっているハードルを越えて本学の教育の質を向上させるためにも、冒頭でも述べました基本理念を実現するためにも、各学部の改革はもちろん、全学共通の教育改革が必要です。それが、既に学員時報等でご承知の教学側の改革検討事項です。勿論、色々な意見があり、必ずしも意見が一致していくわけではないと思えます。しかし、改革をしなければならぬという意識は共有していると信じています。

法曹会の皆様とも、率直な意見交換をする機会を得たいと考えています。その節は直しくお願ひします。

白門法曹養成125周年 法科大学院教育の真価が 問われる時代に向けて

中央大学大学院法務研究科長

◆ 福原紀彦



今次の司法制度改革の進行とともに、法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度の運用が開始されて5年が経過しました。この間、法科大学院は創設5年を経て、3回の新司法試験結果が生まれ、5年に1度が義務づけられる適格認証評価の結果が出揃い、その成果がさまざまな観点から検証され始めました。そして、まもなく、旧司法試験の終了、予備試験の実施、修習生給費制度の終了等が日程表に上ろうとしており、法科大学院は、その制度がセカンドステージを迎えつつあり、一層その教育の真価が問われる時代に向かいます。

中央大学は、その起源である「英吉利（イギリス）法律学校」が1885年（明治18年）に設立されて以来、まもなく125周年を迎えようとしています。中央大学法科大学院は、中央大学の建学の精神である「実学主義」にのっとり、白門法曹養成120年の歴史と伝統の上に、「法の支配」を確立し、広く国民に開かれた司法を実現するために、21世紀の日本社会に相応しい法曹を数多く養成することを理念として創立されました。その実学主義の建学の精神は、特色ある実務基礎教育科目の実践とともに、法科大学院教育がプロセスとしての法曹養成の中核として機能することに大いに役立ち、修了後、司法試験合格、司法修習、そして、法曹としての様々

な場面で活躍できる素地を存分に提供し続けていると言えます。

第3回目の新司法試験では、全国的には、前年比214名増の2065名が合格しましたが合格率は前年比7%減となる32.98%にまで低下してきました。しかし、中央大学法科大学院修了生は、前年比43名増となる196名が合格し、合格率は前年比3%増の55.68%となりました。合格者数が大幅に増加するとともに、合格率が増大に転じ、さらに、本年度3月に中央大学法科大学院を修了して初めて新司法試験を受験した者については、155名が合格し、そのうち既修入学者の合格率は74.48%に達しました。他方で、未修入学者の合格率は全国的な傾向と同様に、今後の改善努力が望まれています。

各法科大学院は、5年間に1度、国が認定する団体から法科大学院適格認証評価を受けなければならないが、最近、全国の法科大学院に対する認証評価が出揃いつつありますが、法科大学院の制度趣旨と望まれる教育条件等に合致しないとして、不適合や不適格の判定を受ける大学が少なくありません。中央大学法科大学院は、2008年度前期に日弁連法務研究財団の認証評価を受け、適格と判定され、さまざまな評価項目において高い評価を得ることができました。

中央大学法科大学院は、その創生期の恥じる

ことのない記録を白門法曹養成125周年の歴史に刻みつつあります。これも、中大法曹会からの絶大なる支援の賜であると感謝致しますとともに、さらに最近では、中大法曹会奨学金制度をも構築して戴き、物心両面での支援を充実して戴いており、関係者一同、感謝の念に堪えません。

ところで、全国的にみれば、法科大学院の教育の質が問われ始め、閣議決定を得ている法曹養成の数値目標が質的確保を伴ってこないことへの懸念が各所で表明されています。そのために、法科大学院への入学定員の削減を求める声もあります。しかし、今、大切なことは法科大学院の教育の質を高めることにあります。その目的のために定員の削減が手段として妥当す

る大学はこれに抛らざるを得ないでしょうが、安易な削減のみをよしとして存続を計るところを見逃しては意味がありません。そして、何よりも、これまでの成果の上に、新しい法曹養成に向けた賢明な努力と成果の萌芽をつみ取ってしまうがないように注意しなければなりません。そのためには、もっと現場に目を向け、今後を見据えた建設的な努力をする必要があると思われれます。

本号が、そのような趣旨のもとに企画され、わが国の法曹養成の歴史に名を刻んできた中大法曹会と中央大学法科大学院との今後一層の発展に資するものであることを心から期待して、ご挨拶とさせて戴きます。

